

## 歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱一部改正新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="383 336 927 368">歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱</p> <p data-bbox="369 432 943 464"><u>平成 18 年 7 月 3 日医政発第 0703012 号</u></p> <p data-bbox="369 480 943 512"><u>平成 21 年 3 月 27 日医政発第 0327035 号</u></p> <p data-bbox="369 528 943 560"><u>平成 22 年 3 月 30 日医政発 0330 第 4 号</u></p> <p data-bbox="203 671 465 703">1 目的 (略)</p> <p data-bbox="203 767 533 799">2 補助対象 (略)</p> <p data-bbox="203 863 421 895">3 補助対象外</p> <p data-bbox="226 911 1106 1038">国（<u>国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、及び国立高度専門医療研究センターを含む。</u>）が開設する病院は補助の対象としない。</p> <p data-bbox="226 1054 1106 1318">また、臨床研修を行う施設において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお詳細は別に定める。</p>	<p data-bbox="1317 336 1861 368">歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱</p> <p data-bbox="1303 432 1877 464"><u>平成 18 年 7 月 3 日医政発第 0703012 号</u></p> <p data-bbox="1303 480 1877 512"><u>平成 21 年 3 月 27 日医政発第 0327035 号</u></p> <p data-bbox="1142 671 1404 703">1 目的 (略)</p> <p data-bbox="1142 767 1471 799">2 補助対象 (略)</p> <p data-bbox="1142 863 1359 895">3 補助対象外</p> <p data-bbox="1164 911 2045 991">国（<u>国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。</u>）が開設する病院は補助の対象としない。</p> <p data-bbox="1164 1007 2045 1278">また、臨床研修を行う施設において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお詳細は別に定める。</p>

新	旧
4 事業内容 (略)	4 事業内容 (略)
5 申請の手続き (略)	5 申請の手続き (略)
6 書類の保管等 (略)	6 書類の保管等 (略)